

くらしのカレンダー

8/16金 先勝	●星野(弘)医院(☎62-0998) ●金井医院(☎62-0116) [月遅れ盆送り火]	25日 仏滅	●灯ろう押し合い 午後8時開始 ●小飯塚石油(中之島)SS ●大久保石油今町SS (中之島第1☎66-2103) (芝野町☎66-3264) ●星野(幸)医院(☎66-2103) ●寺師医院(☎62-0137)
17土 友引	■健康相談日 午前8時30分～正午 役場保健室	26月 大安	
18日 先負	■早朝マラソン 中之島中グラウンド 午前6時開会 ■近郷野球大会 与板町スポーツ広場 午前7時開会 ◆全店営業 ●山喜医院(☎62-0646) ●岩崎医院(☎62-1122)	27火 赤口	■心配ごと相談(行政・人権相談も含む) 午後1時～4時 中之島村公民館
19月 仏滅	■心配ごと相談(行政・人権相談も含む) 午後1時～4時 中之島村公民館 ■ミニ交通指導所 旧中之島保育所前 午後5時～6時 [交通安全呼びかけデー]	28水 先勝	
20火 大安	■犬・猫引取り日 午前9時まで役場へ持参(手数料・印鑑必要)	29木 友引	■2ヵ月児検診 対象者 昭和60年5月～6月生まれ 受付時間 午前9時～9時30分 会場 中之島村公民館 ■7ヵ月児健康相談(離乳食) 対象者 昭和60年1月生まれ 受付時間 午前9時～9時30分 会場 中之島村公民館
21水 赤口	■少年リーダー研修会 県立青少年研修センター (～24日) [処暑]	30金 先負	[防災週間・～9月5日] [建築物防災週間・～9月5日]
22木 先勝		31土 仏滅	●山喜商店今町SS ●小飯塚石油(今町)SS (今町3丁目・☎66-2645) (今町4丁目・☎66-2744) ●杏仁堂医院(☎62-0123) ●石川医院(☎66-2140) [健康増進普及月間・～30日][関東大震災記念日] [精神薄弱者愛護月間・～30日][二百十日] [心身障害者雇用促進月間・～30日][防災の日] [無保険(無共済)バイクをなくそうキャンペーン・～30日] [交通安全呼びかけデー]
23金 友引		9/1日 大安	
24土 先負		2月 赤口	

◎利用のために
 ●マークは休日在宅当番の内科医 診療時間はいずれも午前9時から午後5時までです。
 ○マークは休日在宅当番の外科医 時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。
 ◆マークは日曜営業の給油所 ■マークは行事
 ※犬・猫引取り手数料は親(生後3ヶ月以上)1匹1,000円、子(生後3ヶ月未満)10匹まで1,000円

帰省



むかし、商家などの奉公人は、敷入といつて、お盆の七月十六日に暇をもらって、里帰りしたものです。いまのサラリーマンは、年次有給休暇があつて、いつでも休みがとれるわけですが、それでも、帰省と言うと、月遅れのお盆の八月に集中します。これは、故郷に帰って祖先を祭るためでもあります。が、やはりこの時に帰ると、親戚や旧友に会えるからでもあります。ある調査によると、全社一斉夏季休暇を行っている企業のうち、半分近くが、八月のお盆の時期に実施しているようです。最近では都市生活者が増加し、故郷を持たない。都市



二世や三世が多くなりましたが、それでも、国内旅行のほぼ四分の一が「家事・帰省」のためとなっています。ちなみに、それらの平均宿泊数は約一・五泊となっています。(昭和六十年版観光白書)。しかし、最近の傾向として、帰省しても実家の近くにある温泉などに泊まる人が増えているようです。その主な理由としては、実家に帰っても家屋を洋風化し個室式に建て直してしまい、各人が部屋を持っていくので泊まりにくいとか、兄嫁が勤めに出ていて迷惑をかけるということがあるようです。

消防車・救急車の要請・無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署 ☎0258-72-2572

広報 なかのしま

昭和60年

8月 No.144

編集と発行/南蒲原郡中之島村役場企画課
(〒954-01 ☎0258(66)2270)



▼新鮮な朝の空気をいっぱい吸いこんで「さわやか体操」を楽しむ参加者たち

▲体操指導は青山敏彦さん、ピアノは大久保三郎さんでした



表紙説明

夏期巡回

ラジオ体操会に
二、二〇〇人が参加

八月七日、上通小学校グラウンドを会場に、全国放送された「夏期巡回ラジオ体操会」——当日は、午前六時の開会式までに村民約二、二〇〇人が集まり、青山敏彦さんの体操指導と大久保三郎さんのピアノに合わせて、さわやかなひとときを過ごしました。

おもな内容

- ・6月定例村議会一般質問から②～⑥
- ・臨時会から⑥
- ・国勢調査の人口を懸賞募集⑦
- ・スポーツ大会結果から⑧～⑨
- ・道路交通法の一部が変わります⑫
- ・村史編さんこぼれ話(その15)⑭
- ・戦没者等の遺族に特別弔慰金が支給されます⑮
- ・くらしのカレンダー⑯

今月の納税

- ▶ 村県民税(第2期分)
- ▶ 国民健康保険税(第3期分)
- ▶ 国民年金(第3期分)
- ▶ 保育料(8月分)



6月18日に開催された県農業委員会大会

農業問題について



高木三郎議員

の先につながる集落外排水路についても十分考えています。集落外は農地との絡みから、これを主管する土地改良区との協議も必要であり、また、多額の財政負担を伴うことから、いま進めている集落内の下水路整備がある程度、目処がついた段階で調査・研究を行い、集落内下水路整備と同様な形で実施したいと考えており、その時期は六十一年度からと考えています。

▼本年も、米価をはじめ農業を取り巻く諸情勢は極めて厳しい。本村は純農村であるだけにその影響は特に重大である。昨日、新潟市で開かれた県の米価大会に、村の農業委員会として出席し、六十一年産米の政府買入価格一俵当たり基準価格一九、三〇八円とすること。二、良質米奨励金の現行確保を図ること。——等を決議してきたが、政府は昨年の豊作の状況からして米価の引き下げ、良質米奨励金のカット等、厳しい対応が伝えられている。村もこれまでの国の施策を受けて良質米づくりを奨励してきたが、もし、この奨励金のカットあるいは削減されることになれば、農民、特に若い農民は生産意欲を失うことは必至であり、本村にとって重大な問題である。

昔の職人日当は米三升といわれてきたが、これを今年の要求米価一九、三〇八円に換算してみると、四四八円になる。今の職人日当はこの約十倍であるから、いかに米価が安いか解ると思う。反面、生活費は年々増大する一方で、このままでは農地を売らざるを得ないというのが実態である。

本年も要求米価実現のため、七月一日・二日に全国米価大会が東京で開かれるが、農業委員も全員出席するとともに政府関係機関にも陳情するなど、より一層強力な運動を展開する。いままでは全国的に、陳情等の出席旅費は十人分しか認められなかったが、事態の厳しさを認識され、今年も時期的にやむを得ないとしても、六十一年度からは全員の旅費について配慮するお考えがあるかおたずねしたい。また、村長は十一月で四期目の任期を迎えられるが、特に農業問題について常日頃前向きな姿勢をお持ちのことから、次期も村政を担当する意志がおあ

りかどうかが併せておたずねしたい。

〔斎藤村長〕おっしゃるとおり、米価の問題は重大であり最善を尽くしてまいります。特に、良質米奨励金の現行確保については北陸四県を主体に、出荷する二十五県とタイアップしながら強力に進めてまいります。本村としても近く開かれる全国米価大会等に産業委員会、農業委員会及び関係団体など、村を挙げて参加するとともに政府関係機関に対してもその実現方を強く陳情いたします。

おたずねの全国米価大会に参加する農業委員全員の旅費につきましては、来年度予算等にかかる問題ですので十分お聞きしておきます。



今年ももうすぐ収穫期

議会報告

六月定例村議会 一般質問から

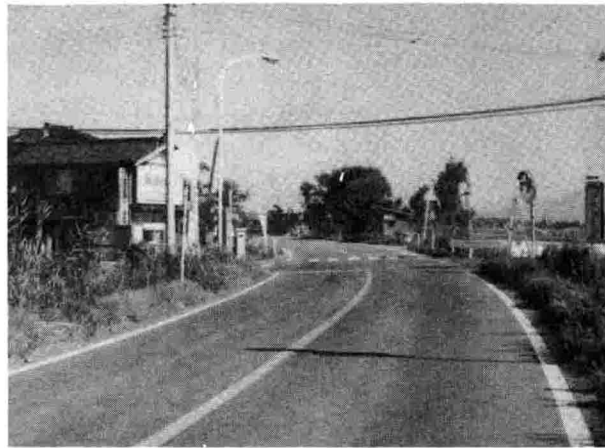
六月定例会の本会議が六月十九日午前十時から開かれ、村政に対する一般質問が三議員により行われたので、その要旨をお知らせします。



西沢登美治議員

交通安全対策について

▼高速交通時代を迎えて、悲惨な交通事故が連日のように報道されている。近年、特に自動車の急増や道路網の整備などにより、交通事故は更に増加することが予想される。本村もこれまでの交通安全対策に加え、五十三年十月から五名の交通指導員を任命して交通指導に充たせるとともに、『交通死亡事故〇・目標一、〇〇〇日運動』を宣言するなど、交通事故の撲滅に村ぐるみで努力しているが、厳しい状況



上沼入口の交差点付近

にある。五十九年の交通事故による死者は、全国で九、二六二人（一日平均二五・四人）にも達し、新潟県では一九三人、中之島村では一名を数えている。また、本村の人身事故は二十七件、対物事故は八十件となっており、その大半が信号機のない交差点で発生している。

中条バイパスと上沼線の交差する地点（中条電機店前）も、信号機のない危険な交差点の一つである。この交差点は、県道と村道が交差する要所で交通量も多く、また上沼線は中西橋を経て見附市今町や栄町方面への通勤・通学道路としても重要な道路である。現在、この中西橋は架け替え工事中であるが、完成とともに交通量の増加は必至である。

村はこの際、この交差点に信号機を設置すると

もに、歩行者の安全対策として中条バイパス沿いの水路改良跡地を利用し、歩道を設置するお考えはないかおたずねしたい。

〔斎藤村長〕おっしゃるよう同交差点での信号機は必要であり、目下、関係する見附警察署や三条土木事務所などに対して、その設置方を陳情しております。また、歩道の設置についても同様、努力してまいります。

集落外の排水路整備について

▼村は、集落内の下水路を整備する集落に対して、昭和五十三年から補助金を交付し整備を進めてきたが、整備が進むにつれて流末は土水路のため流れが悪く、中条地区の一部では雨期に入ると、毎年三、四回の床下浸水に見舞われる状況である。また、今後台所改善や水洗トイレの普及などによる生活污水は、現在の二倍以上にもなるといわれている。

村は、こうした状況を踏まえて厳しい財政状況ではあるが、集落外排水路の整備についても集落内下水路整備と同様、補助金を交付して総合的・機能的に進めるお考えはないのか、その計画および見通しなどについておたずねしたい。

〔斎藤村長〕おっしゃるよう、五十三年度から集落内下水路の整備を行う集落に対しては、その事業費の六割を補助して整備を進めています。これまでに補助した額は五、一五〇万二千円、件数で七十三件、延長で一、三七七メートルとなっていますが、そ

企業誘致について

▼具体的な対応と、今後の見通しについておたずねしたい。

先般、総務文教委員会は二つの町の行政を視察したが、その一つである山梨県玉穂町は人口約五千人の村であったが、大学を誘致したり企業を誘致したりして、今では人口も急速に増え発展を続けている。町長も六期目の強者でなかなかのやり手のようである。開口一番「人間やる気があれば何んでもできる。中之島村は遅れているのではないか」と言われたが、玉穂町は本年四月町制施行を機に「働く町・住む町・学ぶ町」の調和のとれた町づくりをめざしている。

中之島村は玉穂町と比べて条件はよいとはいわないが、要はやる気の問題だと思ふ。本村の企業誘致も条件整備さえ整っていれば、企業は来たのではないか。例えば一級村道の中の島大沼線（通称四間道路）ですが、この地区の土地価格は上通地区や中之島地区に比べ安いので、道路整備さえ整っていれば企業も来やすくなると思ふが、残念ながら整備されていない。これにはいろいろ難しい点もあると思ふが、要は私共も含めてですが、村長はもっと積極的に政治力を発揮して企業誘致に努力し、住民に働く場をつくっていただきたい。

る、できると言うことは申し上げられませんが、そのためにも町制を施行し、村のイメージアップを図って企業誘致を行うということで努力しています。幸い、町制施行も六十一年度中にやれる目処もつきました。

ご指摘の企業誘致の条件整備としての中之島大沼線につきましては、村単独事業という声もありますが、財政上の問題もありますので、県等の補助金を取り入れて整備している現状です。やる気があればできるとおっしゃるが、財源がなければできないこともご理解願います。



堀 一郎議員

地方行革大綱に基づく 行革委員会・行革推進本部の その後の経過について

▼一、中之島村における行政改革案はどうか——自治省は、県の総務部長等と呼んでその後の進捗状況を調査していると聞くが、村も行革推進委員会を設置して二カ月近くになる。県は八月までに行革案を



7月4日開催の行政改革推進委員会

出せと指導しているが、いまの時点で考えられていること、あるいはまとまっている点があったらおたずねしたい。

二、政府は、地方行革大綱は「一つの基準」といつているが、中之島村での自主的な行革案を持つべきでないか——参議院地方行革委員会の中で共産党の上谷議員が質問したが、この中で自治大臣は「この大綱は一つの基準であって、自治体が自主的に行革案を作っていたらいい」と述べているように、地方行革大綱は法的にも拘束力がない。また、やらないうからといって制裁処置のないことを明らかにしている。その意味で、この行革案はあくまでも村民の立場で、村民本意の自主的な行革案でなければならぬと思ふが、村長はどのような見解をお持ちかおたずねしたい。

〔齋藤村長〕ご質問の第一点ですが、ご承知のように去る四月二十六日の臨時議会で、行政改革推進委員会設置条例をはじめ関連条例・予算などを可決

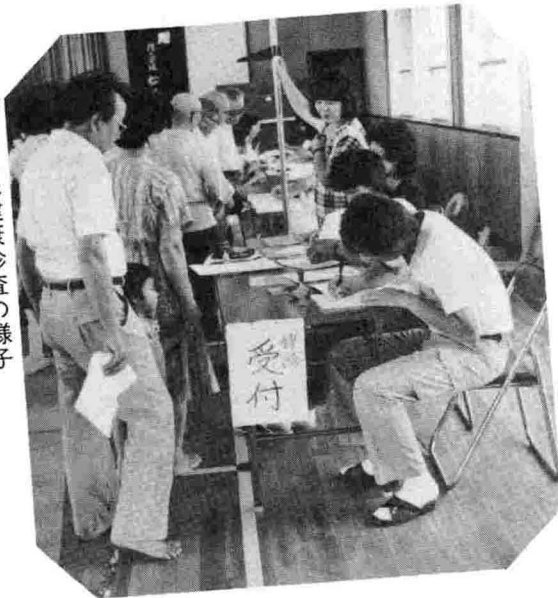
国保問題について

▼現在、本村の国保加入世帯は六四％を超えており、被保険者数でも全国の四〇％に対し、四三・五％の人達が加入しているが、この税金は数ある住民税の中でも、特に加入者負担の大きい税金である。ところが、この国保税が今年度大幅に引き上げられたことから、加入者に一層の負担影響を与えている。

これは、国保財政にとって有利であるといわれた『退職者医療制度』が、昨年十月に実施されて以来、国の把握した対象者数を大きく下回ってその数が伸びないことや、制度実施に伴う国庫負担率の引き下げによることなどが要因となり、本村はもとより全国的にも国保財政を圧迫し、大きな政治問題となっ

ている。

全国市長会や町村会の調査によれば、国庫負担率の四五％から三八・五％の引き下げによる収入減は五十九年度六カ月間で、全国の市で一、一六〇億円、同じく町村で五九〇億円といわれ、また、六十年年度では全国市町村で三、五〇〇億円を超えるといわれている。全国町村会では、五十九年度分の赤字については一般会計からの繰り入れをしないで、当面は六十年年度国保会計からの繰上充用で処理するよう、県町村会長あてに要請したと聞いている。中之島村においては、五十九年度の不足分は予備費を取り崩す形で対応され、六十年年度分については結局三六％を超える国保税の引上げによって切り抜ける方向がとられたと記憶しているが、退職者医療制度実施に伴う



住民健康検査の様子
(七月二十四日・中之島村公民館で)

中之島村への影響はどうかおたずねしたい。

また、市長会や町村会では、国保財政の健全化を図るため、国の責任において財政措置を講ずるよう決議するとともに、国保中央会でも「国保財政危機突破緊急全国大会」を開催して同様な決議を行うなど、国に対して運動を展開中である。村長はこうした現状を踏まえ、簡単に国保税の値上げで事態を乗り切るのはなく、いま国の責任でこれを解決しようとする運動が進められていることから、国の責任による打開の方向で取り組んでいただきたいことを申し上げ、見解を得たい。

〔齋藤村長〕非常に困った問題であります。これについては全国市長会や町村会、国保中央会などの関係団体が一丸となって、国保財政危機突破緊急全国大会を開くなど、総力を挙げて運動を進めております。厳しい状況ではありますが、今後とも手を緩めずに努力して参ります。

退職者医療制度は、おっしゃるように国保会計にプラスするであろうといわれていましたが、逆にマイナスになったわけですか。かといって、医療費が高騰しているのにこれを放置できません。基金を繰り入れるなど、極力、国保税を押しやりましたが、三六・二％の引き上げとなりました。村としても非常に苦しい問題ですが、事態の打開に向けて努力して参ります。なお、実際の影響額など詳しいことについては、大竹保健衛生課長から答弁させます。

〔大竹保健衛生課長〕五十九年度の国保特別会計は、医療費の急増によりまして、給付準備基金から三、

懸賞募集 昭和60年国勢調査の人口を当ててください

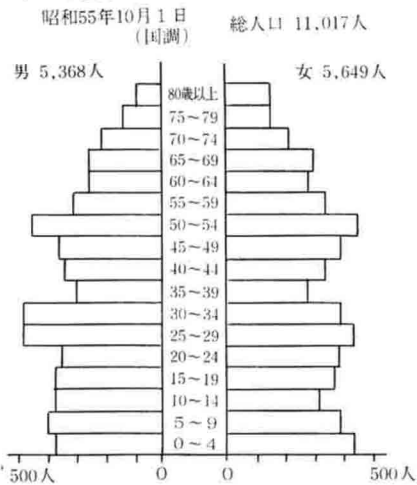
中之島村常住人口(推計 各年10月1日現在)

昭和50年	11,116人(50年国調)	前年対比
51	11,037人(推計人口)	- 79
52	11,038人(推計人口)	+ 1
53	10,971人(推計人口)	- 67
54	11,049人(推計人口)	+ 78
55	11,017人(55年国調)	- 32
56	11,052人(推計人口)	+ 35
57	11,077人(推計人口)	+ 25
58	11,154人(推計人口)	+ 77
59	11,275人(推計人口)	+121

(注) 推計人口は国勢調査の人口に出生数と村外からの転入者を加え、死亡数と村外転出者数を差し引いて推計しているのであるが、転入、転出については未届けのものが若干あると思われるので附記する。

《参考》

中之島村の人口ピラミッド



中之島村の人口は?

今年の十月一日、全国一斉に国勢調査が行われます。

国勢調査は五年ごとに行われ、住民基本台帳などの届出に関係なく、十月一日現在中之島村に住んでいる人(またはふだん住んでいるとみなされる人)すべてが調査の対象となります。

村では、この国勢調査の普及と成果を高めるため、中之島村予想人口を次により懸賞募集しますので、ふるって応募してください。

●応募方法

- ①官製はがきを使用し、一枚に一つの答えを書いてください。
- ②応募枚数は一人一枚とします。(同一氏名のもので二枚以上あった場合は無効)

●当選

- 一等賞 一人 五、〇〇〇円
 - 二等賞 二人 三、〇〇〇円
 - 三等賞 三人 二、〇〇〇円
- 発表 広報なかのしま十一月号(予定)

- ③住所・氏名・年齢・職業(または学校名・学年)を名記してください。
- 締切日 昭和六十年九月三十日(日)(当日消印有効)
- 送り先 中之島村役場企画課(千九五四一〇一)
- 入賞者の決定 昭和六十年国勢調査結果の概数とし、十月末日までに県審査が終了しますので、これの中もしくは一番近い数から入賞者を決定します。ただし、入賞者多数の場合は抽選によります。

六〇〇万円の繰り入れを行いまして、ようやく九六〇万円ほどの赤字決算となりました。医療費に対する国庫負担金並びに退職者医療費に充当されず療養給付費交付金につきましては、翌年度に精算されることになっておりますが、それを折り込んだ五十九年度の実質影響額は、マイナスで約二二〇万円とさほど大きな影響はございませんでした。これは、五十九年度は半年分しか影響しませんでしたし、財政調整交付金によるマイナス分の三分の二補填が予定より多く入ったことによるものでございます。

次に、六十年度への影響額でございますが、満年度化したしますので、国保財政にもかなり大きな影響がございます。試算によりますと、国庫負担金で約五、九〇〇万円ほどマイナスになりますが、財政調整交付金並びに療養給付費交付金で合わせて二、九〇〇万円ほど見込まれますので、約三、〇〇〇万円ほどが、保険者の負担増加となって参ります。被保険者一人当たりで見ますと、約六、〇〇〇円の負担増となります。



臨時会

地方道改修費などについて 五千万円を追加補正

七月二十三日、昭和六十年第七回村議会(臨時会)が開催され、条例の一部改正や昭和六十年一般会計予算の補正など、村長提出議案七議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決されました。

主な内容は、次のとおりです。

《条例関係》

■中之島村民健康保険条例の一部改正について——昭和六十年国民健康保険税の算定に当たり、課税客体の税率等を次のとおり改正したものです。(詳しくは、八月発行の国保だよりを参照ください)

課税客体		改正前		改正後	
所得割率	資産割率	所得割率	資産割率	所得割率	資産割率
百分の四・七九	百分の二・六七	百分の四・五七	百分の二・六九	百分の四・五七	百分の二・六九
平均割額	均等割額	平均割額	均等割額	平均割額	均等割額
八千七百三十円	一万七千七百円	八千七百三十円	一万七千七百円	八千七百三十円	一万七千七百円
減額六割	平均割額	減額六割	平均割額	減額六割	平均割額
三千四百四十円	一万五千六十円	三千四百四十円	一万五千六十円	三千四百四十円	一万五千六十円
平均割額	均等割額	平均割額	均等割額	平均割額	均等割額
七千四百円	五千二百八十円	七千四百円	五千二百八十円	七千四百円	五千二百八十円

《補正予算》

■昭和六十年度中之島村一般会計補正予算に

- 補正額は専決処分をした額も含めて五千五百四十一千円を追加し、総額二十二億六千九百七十九万七千円となりました。
- 農業用水応急ポンプ設置に伴う関連経費 (土木費) 百五十一万五千円
- 地方道改修費(杉之森真弓線、村付居屋敷線、中之島品之木線の三路線分) 三千八百八万五千円
- 街路事業費 (教育費) 七百四十三万一千円
- 中之島分館改築に伴う関連経費 二百七十五万九千円

■昭和六十年度中之島村民健康保険特別会計補正予算について——補正額は、前年度療養給付費交付金の償還金として五百三十七万四千円を追加し、総額五億五千四百七十六万六千円となりました。

《そのほか》

- 財産取得について——除雪グレーターを購入することが、次のとおり議決されました。
 - 一、名称 除雪グレーター
 - 二、種類・数量 小松GD四〇五A 一台
 - 三、契約の方法 随意契約
 - 四、価格 一千二百四十二万九千円
 - 五、契約の相手方 長岡市撰田屋町字崩二、六〇八番地 新潟小松販売(株)
- 長岡支店支店長 豊岡一宗

新潟県の人口は?

国勢調査はなぜ10月1日か

国勢調査は、大正9年の第1回調査以来ずっと10月1日に行われてきました。1年365日のうちで、なぜ、この日を選んだのでしょうか。これには二つの説があります。

その1 第1回調査の報告書には次のように記されています。年末年始は「諸取引の決算、年賀の風習があるうえ地域によって積雪が深く不適當」夏は「炎熱激しく」春は「旅行、遊山する者が多く」調査時期にふさわしくない。そこで「比較的人口分布が常態で、全人口の大半を占める農業従事者にとっては必ずしも農繁期ではなく、かつ、1年の4分の3を経過した10月1日をもって最も適当な調査の時期と決めた」。

その2 10月1日は、4月から始まる会計年度の中央の日であることから、調査結果を行政上利用するのに便利であるから、というもの。





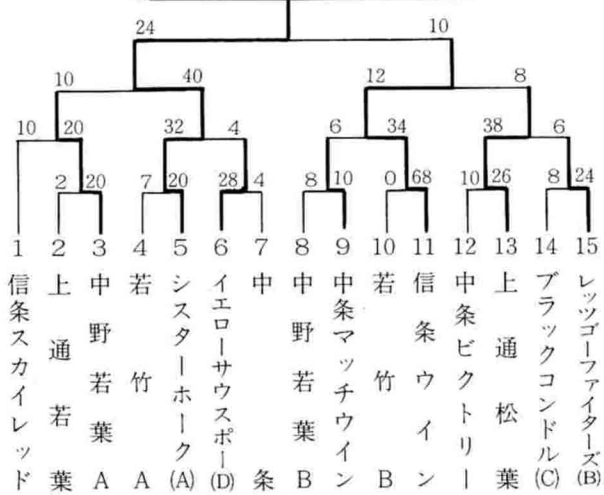
スポーツ大会

第十四回少年球技大会

・ 期日 / 八月四日(日) ・ 会場 / 中之島中央小学校他

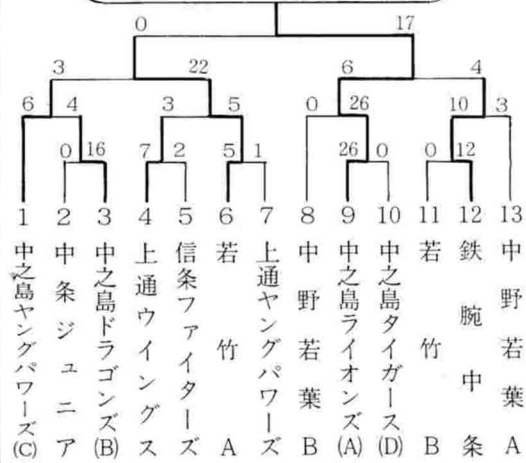
ポートボール

- 〈優勝〉 シスターホーク(A)
- 〈準優勝〉 信条 ウィン
- 〈第3位〉 中野 若葉 A
- 〈第3位〉 上通 松葉
- 〈敢闘賞〉 中条 ビクトリー



野球

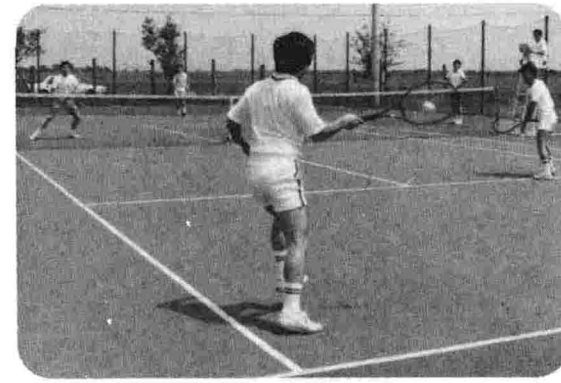
- 〈優勝〉 中之島ライオンズ(A)
- 〈準優勝〉 中通 若竹 A
- 〈第3位〉 中之島ヤングパワーズ(C)
- 〈第3位〉 鉄腕 中条



結果から

第1回テニス大会

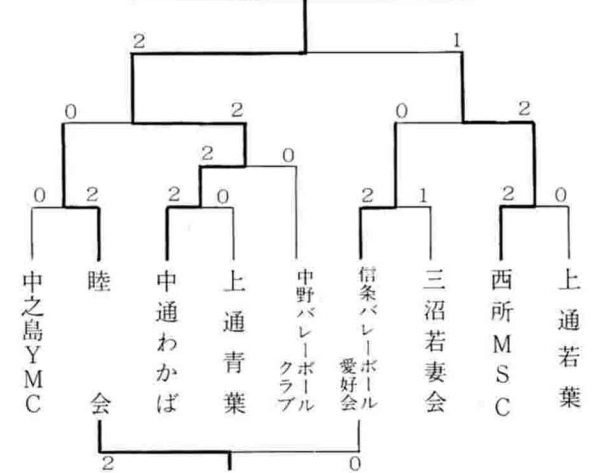
- ◎ とき / 7月21日(日)
- ◎ ところ / 中之島村テニスコート
- ◎ 参加チーム数
 - 男子ダブルスの部...13チーム
 - 女子ダブルスの部...4チーム
- 《男子ダブルスの部》
 - ▷ 優勝 / 小谷松裕之・高橋 政俊チーム
 - ▷ 第2位 / 丸山 実・吉田 宏治チーム
 - ▷ 第3位 / 中島 明郎・駒沢 康雄チーム
- 《女子ダブルスの部》
 - ▷ 優勝 / 中島千恵子・浜田 幸代チーム
 - ▷ 第2位 / 藤田奈津子・室橋 幸美チーム
 - ▷ 第3位 / 小黒 綾子・樋山奈緒美チーム



第17回婦人バレーボール大会

- ◎ とき / 7月14日(日)
- ◎ ところ / 中之島中央小学校体育館
- ◎ 参加チーム数 / 9チーム

- 〈優勝〉 中通わかば
- 〈第2位〉 西所MSC
- 〈第3位〉 睦 会
- 〈敢闘賞〉 中之島YMC



関越自動車道全線開通記念



トランスポ'85新潟

(新潟モーターフェア)

前売券発売中!

関越自動車道の今秋全線開通を記念して、「人々をくまの調和を求めて」をテーマに「トランスポ'85新潟」が開催されます。

この前売入場券の発売を、役場産業課商工係で行っていただきますので、希望者は早めにお買い求めください。

- 会期 / 九月二十七日(金)～十月二十日(日) (二十四日間)
- 時間 / 午前九時～午後五時
- 会場 / 新潟市新光町(新県庁舎となり) 駐車場無料
- 展示内容 / くらしと交通館・映像館・くるま館・トリアール広場・モーターランド

前売入場券のお知らせ
(イ) 前売券は、海外旅行など豪華賞品が当たる抽選シール付きです。
(ロ) 入場料

区分	前売	当日
大人	1,000円	1,300円
高校生	700円	1,000円
小学生	500円	700円
幼児	200円	300円

(ハ) 抽選日 / 九月二十七日(金)

第4回

南蒲原郡町村野球連盟親善大会



- ◎ とき / 七月二十八日(日)
- ◎ ところ / 中之島中央小学校グラウンド
- ◎ 参加チーム数 / 七チーム (下田村二チーム・田上町二チーム・栄町二チーム・中之島村二チーム)
- 〈優勝〉 盟友クラブ (中之島村)
- 〈準優勝〉 川の下クラブ (田上町)
- 〈三位〉 三沼グロリーズ (中之島村)
- 〈三位〉 原 (下田村)
- ◇ 最優秀選手賞 / 吉田 敏晴 (盟友クラブ)
- ◇ 優秀選手賞 / 駒沢 正元 (盟友クラブ)
- ◇ 敢闘選手賞 / 今泉 政夫 (川の下クラブ)



▲備えあれば憂いなし

消防設備の充実をめざして、今年も小型動力ポンプ3台(中条分団第1部・信条分団第1部および第3部)と積載車2台(西所分団第3部・三沼分団第3部)、そして消防ポンプ自動車1台(中之島分団)の伝達式が、8月7日、中之島第一公園(役場前が車庫等建設工事中のため)で行われました。

▼夏の道 ルールを守って さわやか運転

村交通安全対策協議会による、恒例の「夏の交通指導所」が8月10日、役場前の県道見附・与板線で開設され、通行する車のドライバーにチラシやステッカーなどを手渡し、安全運転の励行を呼びかけていました。



(11)



▲村からは初めての甲子園出場

夏の風物詩「全国高校野球選手権大会」に、新潟県代表として2年ぶり3回目の切符を手にした中越高校。その正選手の中に、当村からは初めて甲子園に出場する本間保君(三塁手・主将・中条第1)と高橋裕一君(右翼手・中之島第1)がおり、去る7月31日、甲子園出発に先立ち、鈴木監督とともに齋藤村長を表敬訪問しました。なお、同大会では4日目の8月11日第2試合で、香川県代表の志度商と対戦し、延長戦に入る粘りを見せましたが、延長10回6-4で悲願の1勝はなりませんでした。

▼秘仏を公開

修復を記念して、8月7日から4日間にわたり「落慶法要」が行われた薬師如来(村指定文化財)。期間中、村内外から約1,200人の参拝者が訪れました。



▲参拝の様子 薬師堂の全景▶

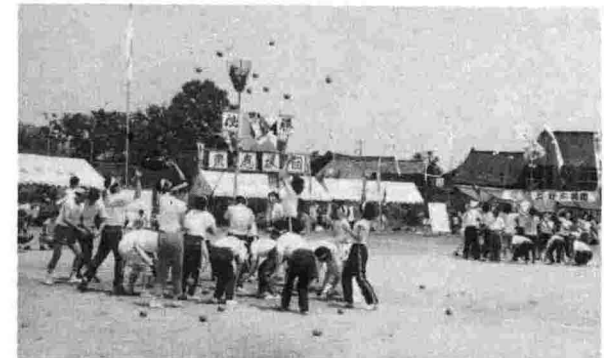


▲長寿を祝う

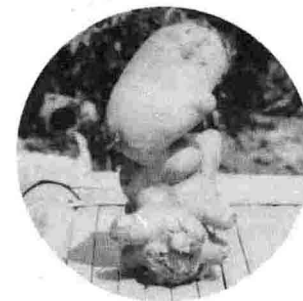
お年寄りが軽装で出かけやすいようにと、毎年夏場に「敬老会」を開催している三沼地区。今年も7月21日に、お年寄り38名を招待(出席者は28名)して、長寿を祝いました。

▶団結力で勝負!

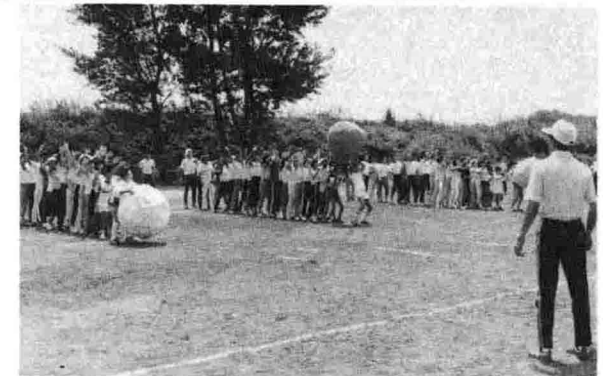
旧学区単位で開催されている区民大運動会。今年度の皮切りは、炎天下の七月二十一日、中条地区と西所地区で行われ、それぞれの競技種目にチームの団結力を、大いに発揮していました。なお、七月二十八日には中条地区と三沼地区でも開催されました。



◀大玉送り——西所地区で
玉入れ——中条地区で▶



◀なんだと思いますか?
これは、中条第一の中島定吉さん宅で収穫したじゃがいもの中から見つかった、めずらしい形のじゃがいもです。



ただいま工事中

—入札結果から—

場所	工事名	工事費	工事業者名	完成予定日
中条新田他	道路維持修繕工事	136万円	丸寅建設㈱	S.60.8.13
下沼新田	道路維持修繕工事	200万円	丸寅建設㈱	S.60.8.23
中野中	道路維持修繕工事	325万円	室橋組	S.60.9.2
中野東	道路維持修繕工事	415万円	関佐藤組	S.60.9.12

昭和61年歌会始のお題
『水』と定められました

詠進要領など詳しくは、企画課または直接宮内丁式部職あて(〒100東京都千代田区千代田1-1)に郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月末日までにお問い合わせください。なお、詠進の期間は9月1日から10月11日までです。

「行政書士試験」

県では、次により行政書士試験を実施します。

〔試験日〕 十月二十七日(日)

〔試験場〕 新潟市立宮浦中学校 (新潟市万代五-六一)

〔試験科目〕

- ・行政書士の業務に必要な法令
- ・一般常識、作文

〔願書の受付期間〕 九月二日(月)から九月七日(土)まで

〔願書の提出・問い合わせ先〕 県総務部地方課(〒950新潟市新光町四番地一・☎〇二五二一八五-五五)

一一内線二二二二、二二二二、二二二二(三六)

良い設備 正しく使って 明るい暮らし

主唱 通産省

電気使用安全月間 8月1日▶31日

(財)東北電気保安協会

道路交通法の一部が変わります

道路交通法の一部が改正され、主なものには九月一日以降、段階的に施行されます。今回の改正は、ここ数年増え始めた死亡事故を減少させるとともに、「車社会」の新しい秩序づくりを目指すもので、改正される主な点は次のとおりです。

シートベルトの着用が義務付けられました

9月1日施行

すべての道路で、ドライバーはシートベルトの着用が義務付けられました。また、ドライバーは、助手席にすわる人にもシートベルトを着用させてからでない、車を運転してはいけません。同時に、ドライバーは、後部座席にすわる人に対してもシートベルトを着用させるよう努めなければなりません。〈違反した場合の措置〉
▼高速道路↓ドライバー本人が着用していない場合に行政処分点数一点。
▼一般道路↓今回の法改正の趣旨がドライバーに徹底し、シートベルト着用

意識が向上した段階で、行政処分点数を付することを検討することとなります。また、次に挙げるような人は、着用義務を免除されます。
(1)後退(バック)するとき。
(2)身体が著しく大きい、あるいは小さいため装着できない人。
(3)妊娠や疾病等のため、シートベルトを装着することが適当でない人。
(4)乗降のひんばんな業務に従事する人
(5)その他、パレードなど複数の警察用車両で護衛等されている車のドライバーや、公職選挙法上の選挙用自動車のドライバーなど。

空ぶかし等の行為が禁止されます

9月1日施行

ドライバーやライダーは、正当な理由がなく、著しく人に迷惑になる騒音を生じさせる方法で急発進、急加速、空ぶかしをしてはならないことになりました。〈違反した場合の措置〉
行政処分点数一点。

初心者ライダーの二人乗り禁止

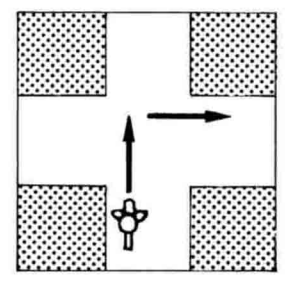
9月1日施行

自動二輪車の免許を取って一年未満の初心者ライダーは、二人乗りをすることはできないことになりました。昭和五十八年中の二人乗り運転中の死亡事故をみると、約七割が免許取得一年未満の初心者ライダーで占められています。〈違反した場合の措置〉
行政処分点数一点。反則金四千元。罰則三万円以下の罰金。

ミニバイク(原動機付自転車)の右折方法が変わります

昭和60年1月1日施行

次に挙げる道路では、図のように曲がらなければなりません。
①標識で右折方法が指定されている交差点
②片側三車線以上ある道路で信号機のある交差点(標識等で除外される場合もある)
つまり、まず左端を走り交差点の端を直進し、そこで車体の向きを変え、進む



方向の信号に従って直進することになります。〈違反した場合の措置〉
行政処分点数一点、反則金二千元。罰則一万円以下の罰金または科料。

初心者ドライバーのための講習

昭和61年1月1日施行

免許取得後一年以内に、行政処分点数の合計が四点か五点になったドライバーは、公安委員会が行う「初心者運転者講習」を受けなければならなくなります。

初心者ドライバーは交通社会に慣れていないので、違反をしたり、事故を起こす率が高くなります。そこで、免許停止になる前、もう一度安全に関する講習を受けてもらおうというものです。

ヘルメット着用がミニバイクのライダーにも義務付け

昭和61年7月5日施行

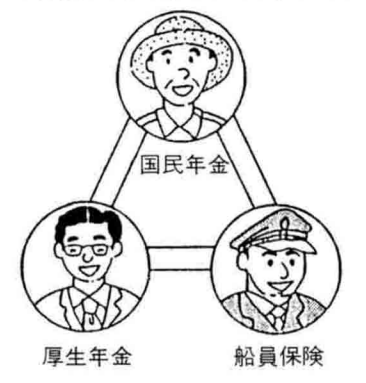
ミニバイクを運転する人は必ずヘルメットをかぶらなければなりません。施行は来年の七月五日からですが、施行前でもヘルメットをかぶり身の安全をはかりましょう。〈違反した場合の措置〉
行政処分点数一点。

年金 コーナー 年金手帳を大切にしよう

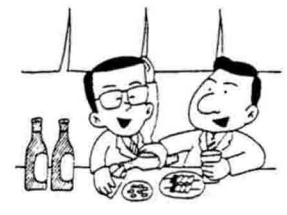
国民年金・厚生年金保険・船員保険に加入すると、三制度の記号番号が記入できる年金手帳(オレンジ色)が交付されます。加入する制度が変わっても、共通の年金手帳を使うことになっていますので、国民年金から厚生年金保険や船員保険に変わったときには勤務する事業所へ、また、厚生年金保険や船員保険から国民年金に変わったときには、役場の国民年金係へ年金手帳

を提出してください。なお、この年金手帳に記入された被保険者記号番号は、一生を通して変わることはありませんので、もし一つの年金制度で記号番号の違う手帳を持っていたり、紛失した場合なども役場の年金係や、勤める事業所の担当へ申し出てください。また、万一紛失した場合のために、年金手帳の記号番号を控えておくこ

とをすすめます。年金手帳は、あなたの一生の年金加入状況を記録しておくものですから、大切にしましょう。



税務コーナー お酒や品物にかかる税金



税金には、所得税や法人税などの直接税のほかに、お酒にかかる酒税や品物にかかる物品税などの間接税があります。酒税は、清酒、しょうちゅう、ビー

ル、ウイスキーなどの酒類にかかる税金です。酒税法という酒類とは、アルコール分一度以上の飲料をいいますが、これには、粉末酒のように溶解してアルコール分一度以上の飲料となるものも含まれます。物品税は、宝石類をはじめゴルフ用品、自動車、ピアノ、ルームクローラーなど、比較的ぜいたくな装飾品、娯楽用品、便益性の高い品物などにかかる税金です。これらの税金は、お酒や品物の価格に含まれていますので、最終的に

《主なお酒に含まれている税金》

お酒の種類	小売価格	酒税額
清酒 特級	2,730円	1,096円
清酒 1級	1,870円	503円
清酒 2級	1,380円	194円
ビール	310円	151円
ウイスキー 特級	3,170円	1,595円
ウイスキー 1級	1,840円	793円
ウイスキー 2級	900円	265円

(注) 小売価格は、代表的な商品の一般的な価格です。

は消費者が負担することになります。詳しくは最寄りの税務署・税務相談室へおたずねください。

広げよう 愛の呼びかけ 交通安全

毎月、一日・十日・二十日は「交通安全」呼びかけデー!!

交通事故による死者が、異常に増えています。事故の内容も、基本的な交通安全モラルに欠けているものが多いです。この交通マナーの向上は、県民一人ひとりが心がけなければならなりません。このことから、毎月十日の「交通安全家庭の日」と併せて、月三回「交通安全を呼びかける日」を定めました。県ぐるみで、交通安全意識の浸透を図りましょう。

《村内交通事故発生状況》

区分	年	件数		死者		傷者	
		7月中	累計	7月中	累計	7月中	累計
	60	4	18	0	0	4	19
	59	2	18	1	1	1	20
	比較増減	+2	±0	-1	-1	+3	-1

死亡事故0 連続391日(8%現在)

「愛の募金」に374,609円のご協力をいただきました。紙上より、厚くお礼申し上げます。

個人住宅建設資金申込受付<住宅金融公庫> ●受付期間 8月15日(木)~9月10日(火) ※詳しくは「住宅金融公庫業務取扱店」と表示された金融機関でおたずねください。

村史編さんほれ話 (その十五)

かくれた先人『星野日子四郎』 (一)

清水平作氏随想「自伝ひととなり」より

昭和四十三年十月一日付け中之島村公民館発行の「館報なかのしま」に、「かくれた先人」と題して、越佐史の編集に奔走した『星野日子四郎』氏が紹介されている。しかし、そこでは、氏が中之島村三代目村長星野次郎氏(大正四十八年)の弟で、第一高等学校、東京帝国大学を卒業後、越佐史の編集に取り組んだことくらいにとどまり、それ以上のプロフィールは明らかにされていない。ところが筆者は、このたび、多くの人々の善意に支えられながら、「日子四郎」氏のことを追っていたところ、宇治市にお住まいの近畿大学教授で宇治文学会主宰の清水平作氏のご尊父は今町の清水家「米周」の出)から、『洛南タイムス』に連載されている氏の随想をたくさんいただいた。その中の随想(六十年四月十六日付け、紙上掲載)「自伝ひととなり」の一部に、日子四郎氏の回想を述べておられるので、今回か

ら四回に分けて、それを転記し紹介することにします。 — この間のごときは、国の教育委員会の教育長の方から村史、町史といったのを編集するといつて、私の大叔父星野日子四郎の事蹟を報告して欲しいとの依頼を受けた。新潟県すなわち越後で如何に大をなしたかという清水家たりとも、戦後になつてから農地改革における土地没収は、まことに言語に絶した。それが戦中戦後における私への影響は、慥かに言語に絶し、想像するもあまりというものだ。昔の城主とか藩主ごときではない、考えもおよばない大家の悲劇的運命が蔽いかぶさつて来た。 (次回につづく)



県勤労者美術展中越地区展作品募集

〔応募資格〕 中越地区の事業所等(官公庁、学校を含む)に勤務する者で、応募部門についての作品の製作および教えることを職業としない人。 〔募集部門〕 日本画(五十号以内)、洋画(版画を含む五十号以内)、彫塑、工芸、書道、写真(四ツ切り以上全紙以内)の六部門で、各部門とも一人二点以内で未発表の作品に限る。 〔応募の方法〕 所定の申込書により、長岡労政事務所、長岡地区労、長岡地区同盟、三条、柏崎、十日町の各勤労青少年ホームに、応募手数料各部門ごとに一点につき五〇〇円を添えて申し込んでください。 〔応募期間〕 十月三日～十月十八日 詳細は、応募先または産業課商工係にお問い合わせください。 なお、応募作品は十月二十五日から二十七日までの三日間、長岡市厚生会館において展示されます。

県芸術祭文芸部門作品募集

〔種目〕 ①小説/一般の部は400字詰め原稿用紙50枚以内、高等学校の部は20枚以内。 ②詩/一般の部・高等学校の部とも400字詰め原稿用紙4枚以内で現代詩とする。 ③短歌・俳句・川柳/一般の部・高等学校の部とも、一人新作5句を1編(つながりがなくともよい)として審査する。 〔応募資格〕 〇一般の部は県内在住者はだれでもできる。(小学校、中学校、高等学校の児童・生徒は除く) 〇高等学校の部は在学中であっても、成人に達したものは一般の部に応募するものとする。 〔応募締切〕 昭和60年10月9日(水)(消印有効) 〔あて先・問い合わせ先〕 〒950 新潟市新光町4の1 新潟県教育庁文化行政課とし、封筒表面に「県芸術祭文芸作品応募原稿」と朱書する。

戦没者等の遺族に特別弔慰金が支給されます

このたびの法律改正により、昭和六十年四月一日に同一の戦没者に関し、公務扶助料・遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者の遺族に、特別弔慰金として額面三十万円、十年償還の国債が支給されます。 この特別弔慰金を受けるには、

請求書の提出が必要です。また、昭和六十三年六月十三日までに請求書を提出しないと、受給できなくなります。 詳しいことについては、住民福祉課(☎六六一二一七〇・内線四八)または新潟県民生部援護高齢福祉課(〒950新潟市新光町四番地



人口の動き

Table with population data for July 31st current, comparing to the previous month. Includes total population, male, female, and household counts.

編集後記



残暑お見舞い申し上げます。七月十五日に梅雨明け宣言がなされて以来、今年は雨らしい雨も降らず、連日三十度を超すうだるような暑さが続いています。早いものでもうお盆。暑い暑いといっても、夜などは日増しに涼しくなっていますので、夏風邪などをひかないように十分気をつけましょう。農家では、そろそろ稲刈りの準備。今年も昨年と同様、豊作であるといえますね。

大竹邸記念館開館日

●第1・第3金曜日、第2日曜日 ●午前10時～午後3時

民俗資料館開館日

●毎月5日・15日・25日 ●午前9時～午後4時

届け出は14日以内です。

国保に届け出るとき

	内 容	持参するもの
国保にはいる場合	転入してきたとき	印かん・所得証明書 身分を証明するもの
	職場の健保をぬけたとき	印かん・健保の離脱証明書 身分を証明するもの
	子どもが生まれたとき	印かん・保険証・母子健康手帳(助産費が支給されます)
	生活保護を受けなくなったとき	印かん・保護廃止決定通知書・身分を証明するもの
国保をやめる場合	転出するとき	印かん・保険証
	職場の健保に入ったとき	印かん 国保と健保の保険証
	死亡したとき	印かん・保険証 (葬祭費が支給されます)
	生活保護を受けようになったとき	印かん・保険証 保護開始決定通知書
その	退職者医療制度に該当したとき	印かん・年金証書・保険証
	退職者医療制度の該当でなくなったとき	印かん・保険証
	市区町村内で住所が変わったとき	印かん・保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	印かん・保険証
他の	修学のため他地区に住んでいた学生で親もとに帰ってきたとき	印かん・保険証
	保険証をなくしたりよごしたりして使えなくなったとき	印かん・保険証 身分を証明するもの
	長期旅行、修学などで別個の保険証がほしいとき	印かん・保険証 在学証明書

国保税と村民税の違い

国保税は所得に応じてかかる所得割と固定資産税に応じてかかる資産割に、一人当たりにかかる均等割、一世帯当たりでかかる平等割の合計額です。従って所得がゼロであっても、国保税(均等割と平等割)はかかります。また譲渡所得のある場合の特別控除は認められませんので、国保税所得割の対象となるのは特別控除前の所得です。

☆国保税はいつからかかる？
国保税は被保険者となったときから(月額で)かかります。これは、前の職場をやめた日他市町村から転入した月からです。
例えば六月二十五日に会社をやめて実際に役場で手続きをしたのが七月六日であっても、国保税は六月分からかかります。

加入の手続き

①定年退職をした場合

退職した翌日から会社の健康保険をぬけることになり、その日に国保に加入しなければなりません。

②会社をやめて1ヵ月以上たっているが？

国保は会社の健康保険をぬけた日から加入することになります。届出は14日以内になければなりません。届出が遅れても、国保の加入は会社の保険をぬけた日までさかのぼります。

会社に勤めたり、やめたりして健康保険が変わったときは、その手続きをしましょう。



資格を失ったとき

①家族の1人が会社の保険に入ったが？

会社の健康保険に入った人だけが、国保からぬけることになります。被保険者に異動のあったことを届け出て、保険証の名前を消してもらってください。

②脱退手続きが遅れた場合？

「うちの子供は4月に会社に就職したのだが保険税の返納は……」、と加入後半年も経てから届け出になる方があります。この場合納めすぎた保険税はお返ししますが、脱退手続きを怠り、国保の保険証で医者にかかった場合、国保が負担した7割分は、後日返納していただきます。

広 報

なかのしま 国保だより

昭和60年 8月発行

南蒲原郡中之島村役場
(☎66-2002)

編集と発行/保健衛生課
企画課

昭和60年度の国民健康保険税の税率がきまりました

保険税は、次の4つの方法によって計算した額の合計額が、その世帯の1年間の国保税になります。

$$\text{所得割} \left(\frac{4.57}{100} \right) = \left(\frac{\text{前年の総所得} - \text{基礎控除} - \text{給与者割増控除}}{(26\text{万円})} \right) \times 4.57/100$$

$$\text{資産割} \left(\frac{26.69}{100} \right) = \frac{\text{今年度の固定資産税}}{(\text{土地と家屋分})} \times 26.69/100$$

$$\text{均等割 } 10,380^{\text{円}} = \text{国保に加入している被保険者数} \times 10,380^{\text{円}}$$

$$\text{平等割 } 20,310^{\text{円}} = \text{一世帯当り} 20,310^{\text{円}}$$

※課税限度額35万円

算出された保険税が年額で35万円を超える時は35万円を限度として打ち切りになります。

昭和60年度南蒲原郡保険税率決定状況

	田上町	下田村	栄町	中之島村	郡平均
所得割額	5.48%	3.37%	4.50%	4.57%	4.48%
資産割額	40.94%	45.68%	52.30%	26.69%	41.40%
均等割額	13,402 ^円	9,444 ^円	13,900 ^円	10,380 ^円	11,781 ^円
平等割額	23,387 ^円	18,100 ^円	28,000 ^円	20,310 ^円	22,449 ^円
一人当り平均税額	47,577 ^円	35,380 ^円	52,033 ^円	43,985 ^円	44,743 ^円
一世帯当り平均税額	157,186 ^円	110,693 ^円	174,778 ^円	147,049 ^円	147,426 ^円

医療費節約の基本的対策はまず健康づくりです。偏食しないでバランスのとれた栄養をとる。過度の運動を欠かさず、過労を避け十分の睡眠と休養をとる。つまり、からだに十分の抵抗力をつけ、少々の病気はね返す体力をふだんから作っておきましょう。

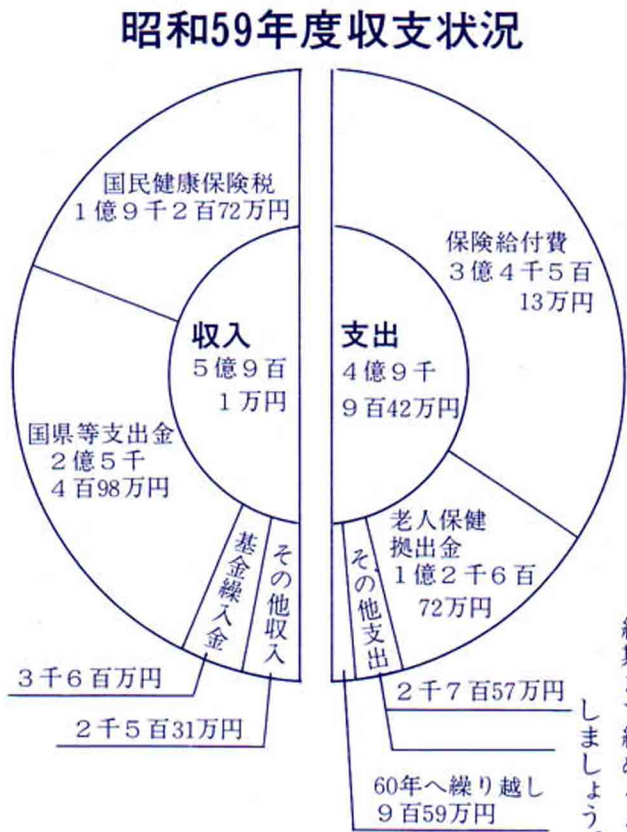
医療費を大切に

59年度収支状況

保険給付費 一人当たり 八万二千六十二円
 老人保健拠出金 一人当たり 十五万八千四百三十三円
 国民健康保険税 一人当たり 三万七千七百八十八円

昭和五十九年度の支出合計は、四億九千九百四十一万五千円で、前年と比較して四千七十七万四千円の増となり、受診件数も一・〇三倍と伸びました。

この増加は、医療費改定がおこなわれたこと、又高額入院患者がふえたこと等によるもので、保険給付費で二千六百九十七万九千円の増、老人保健拠出金で増えた額は、七百二十九万六千円で、支出額は左図のとおりとなりました。



国保の財源は、国庫負担とわたしたちが納める国保税でまかなわれています。

国保税を納めていただかないと、国保制度が運営できなくなります。

国保税を納めることは加入者の義務です。

納期まで納めるようお願いします。

国保をささえる 国民健康保険税

どう存じでしよつか?

国民健康保険の加入者で、会社や役所・団体・学校などに永年勤めて年金をもらっている七〇歳未満の人およびその家族は、退職者医療制度の被保険者、扶養家族として医療を受けることになります。

なお、七十歳に達すると老人保健に移ります。

また、保険税は国保に納めなければなりません。

退職被保険者になる人

- ① 厚生年金や共済組合などの厚生年金や、共済組合などの各年金制度から老齢年金または退職年金をもらっている人。
- ② ①の年金制度へ四〇歳以後に一〇年以上加入して通算老齢年金をもらっている人。

退職被保険者の条件となる主な年金制度

- ① 厚生年金保険法
- ② 恩給法
- ③ 船員保険法
- ④ 国家公務員等共済組合法
- ⑤ 地方公務員等共済組合法
- ⑥ 私立学校教職員共済組合法
- ⑦ 農林漁業団体職員共済組合法

資格の発生と届出

退職者医療の被保険者となるのは、年金受給権発生の日からです。

年金受給権発生の日がない該当者には「年金証書」が送付されますので、世帯主は年金証書到着から二週間以内に届出をしなければなりません。

扶養家族

退職被保険者の扶養家族として認められる人は次の範囲の人です。

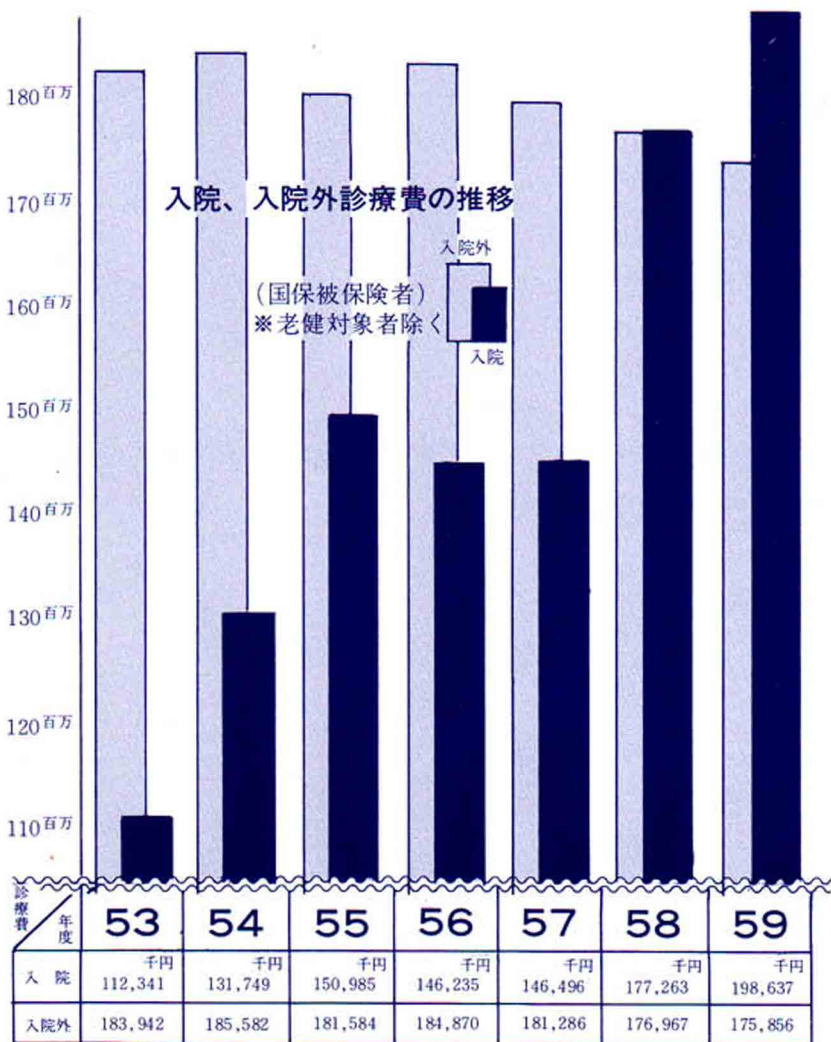
国民健康保険の加入者であって、退職被保険者と生活を共にし、主として退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人

- ① 退職被保険者の直系尊属、配偶者
- ② その他、三親等内の親族。

なお、退職被保険者本人が老人保健法の適用を受けるようになったとき、または死亡したときは、扶養家族は、退職被保険者の扶養家族としての資格を失い、一般の国保の被保険者となります。

入院費十二パーセントも急増

左の図は入院外・入院別で見た診療費の年次別推移です。



ごらんのように入院外は近年落ちつき状態にあります。反面入院の伸びは、いちじるしく、とくに五十九年度は前年度に比し十二パーセントも急増しました。

① 高齢化社会の到来により、治療期間の長い成人病患者がふえてきている。

② 医療費改定で入院料・手術料の値上げがなされたこと。

③ 高度先進医療の普及で、医療費が高額化してきていること。

などが急増の原因です。健康で働くことが幸福です。早期発見、早期治療で軽症のうちにくい止め、元氣な毎日をおくりましょう。

健康は家庭の食卓から

村食生活改善推進協議会 会長 堀 フデ

私達の健康は私達の手で、毎日の暮らしに根を張れ健康づくり、食卓に、牛乳、うす味、みどりの野菜、このスローガンが食生活改善推進協議会の目的なのです。

私達会員は、このスローガンを忘れず、毎日の食生活にくふうをこらしております。

今、社会全体が急速に変わった。その中で特に食生活は昔とくらべものにならない程です。食品も本物かニセ物か、見た目ではわかりません。みなさん農村に育った人は誰よりもしあわせなんです。それはこの中之島村という処が、米も



野菜も良く出来る土地だからです。自分の手で育てた野菜を使って、自分の手で料理して家族に食べさせて上げられるんですから。私達は健康で働くことが何よりも幸福なのです。その健康の基は食事にあります。

忙しいからと言って、スーパーの便利な食品を並べただけの心ざびしい食卓、そのような食事からは健康は生れないのです。

食卓は家族ふれあいの場でなければなりません。新鮮な自給野菜をふんだんに使って、あなたの手づくりの味、手づくりの心を盛りつけてください。そこには、心のふれあう楽しい食卓が生れるはずですよ。みなさんのお家の食卓はいかがでしょう?

対象者は、病院で支払う自己負担額が、これまでの二割から左記のように軽減されます。

退職者本人——医療費の二割
 扶養家族——外来は医療費の三割・入院は二割

退職者医療制度の該当者で、まだ届出が済んでいない方はすぐに届出をお願いします。

該当者は 早めに手続きを

中之島村に生まれ、育って良かったと自信を持って言える生活を私達は、作って行く責任があると思います。豊かな食生活をきづくために一人一人の自覚が必要だと思います。